

## 東員町地域活性化起業人（広報支援人材）募集要項

東員町では、総務省の地域活性化起業人（副業型）制度を活用し、副業人材が有するノウハウや専門知識、人脈を生かして、Instagram を活用した東員町のシティーセールス向上に対し、ご支援、ご協力いただける副業人材の方を募集します。

### 1. 地域活性化起業人（副業型）制度の概要

地域活性化起業人（副業型）制度は、三大都市圏に所在する民間企業等に所属する個人と協定を結ぶことにより、そのノウハウやスキルを活かして、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し、地域活性化を図る取組に対し総務省が財政支援を行う制度です。

### 2. 募集する主な業務

町公式 Instagram の管理運営（企画・取材・編集・投稿など）

### 3. 派遣予定期間

令和7年5月1日～令和8年3月31日（予定）

※派遣期間は、上記期間において6か月以上必要です。

※令和8年4月1日以降については、状況に応じて更新の可能性があります。

ただし、同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内となります。

### 4. 募集人員

1名

### 5. 費用負担

副業期間中に要する報償費等に係る経費と、移動に係る旅費として、それぞれ1人あたり年間100万円を限度（合計の上限200万円）として負担します。副業開始が年度途中となる場合は、月割りで計算します。）

### 6. その他

総務省の地域活性化起業人制度推進要綱、チェックシートに基づき実施するものとし、諸条件については協議の上決定します。

### 7. 応募期間

令和7年1月29日（水）～令和7年2月28日（金）

※書類審査の後、ヒアリング（対面又はWeb）を行います。

## 8. 応募書類

- ・ 地域活性化起業人申込書
- ・ 職務経歴書
- ・ 所属企業からの承諾書（副業型を希望する場合）

## 9. 応募方法

次の応募（問い合わせ）先へ、メール、郵送、持参のいずれかで提出してください。

### 【応募（問い合わせ）先】

東員町役場 政策課 広報秘書係

〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地

電話 0594-86-2862

E-mail:kouhou@town.toin.lg.jp

地域活性化起業人制度の詳細については、下記のリンクをご覧ください。

総務省／地域力の創造・地方の再生／地域活性化起業人

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/bunken\\_kaikaku/02gyosei08\\_03100070.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03100070.html)